

各 位

会 社 名 株 式 会 社 F R S
(登記社名 株式会社フォーバル・リアルストレート)
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 吉 田 浩 司
(J A S D A Q ・ コ ー ド 9 4 2 3)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 長 早 川 慎 一 郎
(T E L 0 3 - 5 4 6 8 - 6 9 0 2)

借入金の返済に関するお知らせ

当社は、平成27年2月12日付「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」にて公表しているとおり、株式会社フォーバルに対し、下記の借入金を期限前に返済することといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 返済する借入金の内容

借入先	借入実行日	返済期限	返済前 借入残高	返済金額	返済後 借入残高
株式会社 フォーバル	平成25年7月30日	平成27年6月30日	5百万円	5百万円	—
	平成25年9月10日		15百万円	15百万円	—
	平成25年12月13日		20百万円	20百万円	—
	平成26年2月20日		20百万円	20百万円	—
	平成26年3月20日		10百万円	10百万円	—

2. 理由

有利子負債の削減による金利負担の軽減により財務状態の安定化を図るため。

3. 返済予定日

平成27年3月10日

4. 返済資金

平成27年3月2日に払込みが完了いたしました第三者割当による新株式発行の手取金を充当いたします。

5. 今後の見通し

期末日間近での返済のため当期の収益への影響は軽微であります。来期以降につきましては、支払利息の軽減により営業外費用が低減する見込みであります。

6. 支配株主との取引等に関する事項

当該取引は、株式会社フォーバル（支配株主・親会社）との重要な取引に該当いたします。

当社は、平成25年6月28日付コーポレート・ガバナンス報告書の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に「親会社である株式会社フォーバル及びグループ各社との取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。今後も、このような状況を維持しつつ、少数株主に不利益を与えないよう適切に対応する予定であります。」と定めており、当該取引につきましても、一般取引条件と同様に決定しております。

また、当該取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置といたしまして、公正性の担保につきましては、当社は、当社独自の事業活動及び自立した経営において親会社からの制約を受けることはなく、上場会社として十分に独立性を有していると認識しており、利益相反の回避につきましては、当該取引の決定は、相手方となる株式会社フォーバルから派遣された取締役である加藤康二及び行辰哉を除いた取締役で行っております。

さらに、当該取引につきましては、独立役員であり、当社の社外監査役である西田拓稔氏より、「本取引は、少数株主にとって不利益なものではなく、また、社会一般的な取引と比較して、取引条件が当社にとって不利益なものではない。」との意見をいただいております。

以上